

「福知山市教育振興基本計画」の策定方針について（案）

1 教育振興基本計画の法的位置づけ

平成18年12月に教育基本法が改正され、同法第十七条では、地方自治体において、国の教育振興基本計画を参酌し、その実情に応じて教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとしている。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 京都府内の各教育委員会における教育振興基本計画の策定状況

| 教育局等 | 教育委員会 | 策定状況 | 策定年 | 期間 | その他 |
|----------|-------|---------------------|-----|-----|-------|
| 乙訓 | 向日市 | 「ふるさと向日市創生計画」に位置づけ | — | — | — |
| | 長岡京市 | 長岡京市教育振興基本計画 | H23 | 10年 | — |
| | 大山崎町 | — | — | — | — |
| 山城 | 宇治市 | 宇治市教育振興基本計画 | H26 | 8年 | — |
| | 城陽市 | — | — | — | — |
| | 八幡市 | — | — | — | — |
| | 京田辺市 | — | — | — | — |
| | 木津川市 | 木津川市教育振興基本計画 | H26 | 10年 | 中間見直し |
| | 久御山町 | — | — | — | — |
| | 井手町 | — | — | — | — |
| | 宇治田原町 | — | — | — | — |
| | 精華町 | — | — | — | — |
| 相楽東部広域連合 | — | — | — | — | |
| 南丹 | 亀岡市 | かめおか教育プラン | H20 | 10年 | — |
| | 南丹市 | 南丹市教育振興プラン | H26 | 4年 | — |
| | 京丹波町 | — | — | — | — |
| 中丹 | 福知山市 | — | — | — | — |
| | 綾部市 | — | — | — | — |
| | 舞鶴市 | 舞鶴市教育振興大綱 | H27 | 4年 | — |
| 丹後 | 宮津市 | 宮津市教育振興計画 | H28 | 5年 | — |
| | 京丹後市 | 京丹後市教育振興計画 | H27 | 10年 | 中間見直し |
| | 伊根町 | — | — | — | — |
| | 与謝野町 | — | — | — | — |
| 京都市 | 京都市 | 「はばたけ未来へ！京プラン」に位置づけ | — | — | — |

3 本市の教育振興基本計画の考え方（教育長の提言を踏まえて）

平成28年3月に、本市の総合計画である「未来創造 福知山」が策定された。

「未来創造 福知山」は、地域社会の大きな変化の方向を見定め、めざす福知山市の未来の姿を描く「長期ビジョン」と、その「長期ビジョン」に掲げる都市像を実現するための5年間（平成28～32年度）の基本戦略を体系化した「基本計画」とで構成され、新しい福知山市の指針としている。また、計画策定の過程で、100人ミーティング、市民懇談会、各関係団体ヒアリングなどを実施し、市民参画によって策定され、同時に、市民の皆様の意見は、戦略プロジェクトチーム等を通して、計画に反映されている。

現在、「福知山市教育大綱」については、本市の総合計画における教育分野の施策を読み替えることとしており、今般の「未来創造 福知山」策定のタイミングにあわせ、改訂することとしている。

よって、「福知山市教育振興基本計画」についても、「福知山市教育大綱」と同様に、「未来創造 福知山」にある教育に関わる施策に位置付けることとしたい。

○ 現在の本市の教育に関わる施策等（策定済み）

「未来創造 福知山（第2章）」（計画期間：H28～32の5年間）

「福知山市教育大綱」（今年度改訂）

「市立学校教育改革推進プログラム後期計画」（計画期間：H28～32の5年間）

「市学校教育の重点・社会教育の重点」（毎年改訂）